

## 令和7年度岩手県観光地点パラメータ調査業務仕様書

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度岩手県観光地点パラメータ調査業務」（以下「本業務」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名称

令和7年度岩手県観光地点パラメータ調査業務

### 2 業務目的

観光庁が策定した「観光入込客統計に関する共通基準」（以下「共通基準」という。）及び「観光入込客統計に関する共通基準調査要領」（以下「共通基準調査要領」という。）に基づき観光入込客調査を実施し、他の都道府県と比較可能な観光入込客数及び観光消費額等の実態を把握する。

### 3 業務委託期間

委託契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

### 4 業務内容

#### (1) アンケート調査の設計及び実施

##### ア 調査様式の作成

共通基準に基づいて調査項目を設定し、調査様式を作成する。調査項目は次のとおりであるが、県が必要と認める場合は、項目の追加及び削除をする場合があること。

1 居住地	2 性別、年齢	3 日帰り・宿泊別 (宿泊数、宿泊施設)
4 旅行目的	5 同行者内訳	6 情報源
7 観光地点訪問回数	8 岩手県訪問回数	9 他に立ち寄った県内観光地点
10 利用交通機関	11 岩手県の訪問前後に訪れた訪問地	12 旅行消費額
13 満足度（全体、地点別）	14 満足及び不満意見	15 再来訪意欲

##### イ 調査日

年4回（原則として次の各四半期に含まれる内の1日以上とし、具体的な日程は別途協議の上、決定する。）

第1四半期	契 約 締 結 日	～	令和7年 6月 30日
第2四半期	令和7年 7月 1日	～	令和7年 9月 30日
第3四半期	令和7年 10月 1日	～	令和7年 12月 31日
第4四半期	令和8年 1月 1日	～	令和8年 3月 31日

##### ウ 調査対象

県内観光地点10地点を訪れた観光客

※ 調査地点は、県が定める場所とする。ただし、3地点は沿岸地域（注）の観光地点とする。

（注）ここでいう沿岸地域とは、「洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畠村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、住田町、陸前高田市」の13市町村を指す。

##### エ 調査地点・施設の該当市町村への確認

県は、受託者が円滑に調査実施できるよう、調査地点（施設）もしくは所在する市町村の担当部署に、調査に係る協力依頼を行うものとする。

#### オ 事前説明

受託者は、アンケート調査を円滑に実施するため、採用したすべての調査員に対して、事前に説明を行うものとする。

#### カ 調査方法

調査員が県の定めた観光地点に出向き、調査様式により、面接での聞き取り調査を行う。

調査サンプル数は、1回の調査で3,000サンプル（同行者を含む）を目標とし、回答者全員に対し、調査謝礼品を配布する。（調査謝礼品は、100円程度の品とし、県と協議の上、受託者が購入する。）

なお、目標サンプル数を大幅に確保できない場合は、県と協議の上、再調査を実施する等の対策を講じること。

#### キ 調査管理

本調査の実施にあたっては、次の状況が想定されることから、その状況を回避し合理的に調査を実施できるよう、次に掲げる措置を講ずること。

想定される状況	<ul style="list-style-type: none"><li>天候等の事情により調査員を配置した箇所に観光客がおらず調査員が効率的に稼働できない状況</li><li>調査員を配置した箇所に想定よりも多い観光客があり、効率的に稼働するため調査員の増員が必要となる状況</li><li>調査員を管理する者がおらず、調査員が適切に業務実施しているか証明できない状況</li></ul>
措置	<p>次の措置を講ずること。 なお、調査時の写真（画像）は受託者にて撮影し、県に提出するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>調査員を監督する者の配置 調査箇所全てに配置し、調査員を合理的に稼働するよう管理するとともに、勤務状況を確認、証明する。</p></div>

### (2) 観光入込客数（実数）、観光消費額単価及び観光消費額等の推計

#### ア 延べ入込客数調査

対象自治体に対し、推計に用いる延べ入込客数を調査し取りまとめ、「共通基準調査要領」に基づき、各月・市町村別の入込客数を集計すること。また、調査方法及び調査フォーマットは受託者から提案すること。

#### イ 観光入込客数（実数）、観光消費額単価及び観光消費額等の推計

パラメータ調査結果と県が実施する観光地点等入込客数調査結果から、観光庁が提供する「統計量推計支援ツール」を活用し、四半期ごとに観光入込客数（実数）、観光消費額単価及び観光消費額を推計すること。

なお、推計算出時期については観光庁からのデータ提供時期に準じることとし、隨時県と協議の上、調整すること。

### (3) 観光動態の分析及び観光統計資料の作成

ア 観光客アンケート調査結果に係る分析を行うものとする。アンケート項目毎の県全体の単純集計やクロス集計等を行い、観光動態を分析し、コメントするものとする。

イ 調査地点別に主な周遊地点を分析し、コメントするものとする。

※ これまでの観光統計資料については、次に示すホームページに掲載済みの公表資料を参考すること。

岩手県ホームページ 観光統計

(<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/kankou/toukei/index.html>)

(4) 調査報告書の作成

(1)から(3)までの結果をまとめ、調査報告書を作成し提出するものとする。

(5) 調査留意事項

調査内容の詳細については、「共通基準」及び「共通基準調査要領」に基づき実施する。

なお、沿岸3地点の調査結果については、公益財団法人さんりく基金におけるKPI（観光入込客数、延べ宿泊者数、旅行消費額、来訪者満足度、リピーター率）を把握するデータとしても活用することであること。

(6) 成果品の納入

ア 成果品

(ア) 入込客数調査結果（令和7年1～3月期、4～6月期、7～9月期、10～12月期）

(イ) パラメータ調査ローデータ

（令和7年4～6月期、7～9月期、10～12月期、令和8年1～3月期）

(ウ) パラメータ調査結果集計表

（令和7年1～3月期、4～6月期、7～9月期、10～12月期）

(エ) 推計データ（暫定値）（令和7年1～3月期、4～6月期、7～9月期）

(オ) 報告書（暫定値）（令和7年1～3月期、4～6月期、7～9月期）

(カ) 推計データ（確定値）（令和6年1～3月期、4～6月期、7～9月期、10～12月期）

(キ) 報告書（確定値）（令和6年版岩手県観光統計概要）

(ク) 沿岸3地点報告書（令和6年版報告書）

(ケ) 実績報告書

イ 納入期限

- ・ (ア)～(ケ)：事業完了時（令和8年3月31日）

なお、(エ)、(オ)については、観光庁からのデータ提供から概ね2か月以内に、随時提出すること。

ウ 納入方法

- ・ (ア)～(ケ)：CD 1枚

なお、(エ)、(オ)については、以下の方で、随時提出すること

(エ)：MS Excel方式

(オ)：MS Word方式及びPDF方式

- ・ (ケ)：簡易製本 2部

エ 納入先

岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室

## 5 実績報告書

受託者は、本事業が完了したときは、遅滞なく実績報告書を県に提出しなければならない。

## 6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、6の(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 受託者は、上記アによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日岩手県条例第49号）を遵守しなければならない。

(6) 委託金額の精算

当該委託事業に要した経費の実績額が委託金額を下回る場合は、当該額をもって委託金額とする。

## 7 その他

その他、業務の詳細については、県と協議を行い、適切に実施するものとする。